

海砂採取限度量に関する県の基本方針

長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会の提言を踏まえ、令和6年度以降の県全体の海砂採取限度量及び壱岐海域の海砂採取限度量については、以下の基本方針によることとする。

1 基本的な考え方

海砂採取については、骨材資源の確保とともに、水産資源の保護、自然環境保全との調和を図っていくことを基本認識としている。

そのため、採取限度量については、県内需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、これまで、段階的に削減してきたが、壱岐海域においては、生コンの原料としてJIS規格に適合する品質を備えた海砂の確保が年々難しくなってきている。

このような状況を踏まえ、県内需要に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢は維持しつつも、骨材の安定供給確保の観点から、頻発している災害など予測できない需要も想定し、一定の余裕幅を考慮するとともに、近年の採取実績を踏まえ、令和6年度以降の採取限度量を設定する。

また、国や他自治体の動向も注視しながら、海砂に過度に依存しない方策の検討を進めていく。

2 令和6年度以降の県全体の海砂採取限度量

- 採取限度量の設定期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- 各年度の採取限度量は次のとおりとする。

令和6年度	240万 m^3
令和7年度	240万 m^3
令和8年度	240万 m^3
令和9年度	240万 m^3
令和10年度	240万 m^3
- なお、大規模な自然災害等に起因する、骨材需要量に関する予測できない急激な変化や、大規模な赤潮・漁業不振等、海域環境に対する異常な影響が疑われる事象の発生等、採取限度量の増減を緊急に検討すべき事態となった場合は、必要に応じて採取限度量の見直しを行う。

3 壱岐海域の海砂採取限度量

- 壱岐海域の採取限度量は、上記2の各年度の採取限度量のうち、175万5千 m^3 を上限とする。